

# 報道資料 6

平成 27 年 4 月 10 日

報道機関各位

消防本部警防課長



## 消防団協力事業所表示証を交付

この度、消防団活動に協力的な事業所として、市内の 2 事業所に対して「消防団協力事業所表示証」を交付します。

1 登録事業所

- ・株式会社コロナ
- ・株式会社井関新潟製造所

2 登録年月日

4 月 1 日 (水)

3 登録要件

消防団活動に協力的な事業所、消防団員を相当数雇用している事業所など

※消防法令違反がない事業所に限る。

4 表示証の伝達

株式会社井関新潟製造所 4 月 13 日 (月) 午後 2 時～

株式会社コロナ 4 月 14 日 (火) 午前 10 時 30 分～

消防長、消防団長が事業所に出向き伝達します。

【消防団協力事業所表示制度とは】

消防団員のサラリーマン化が進んでいることから、消防団員確保及び活動環境を整備するうえで事業所等との協力体制の構築を図ることにより、地域における消防・防災体制の充実強化することを目的に実施している制度。公の責任を果たしている証として、市町村が表示証を交付するものです。

担当：消防本部警防課 消防団係 佐藤  
電話：0256-34-1111 (内216)